

新旧対照表

財政局

(規則名称) 横浜市契約規則

現行	改正案
<p>(第1条から第102条まで省略)</p> <p>(現場責任者等)</p> <p>第103条 契約の相手方は、運送、作業、調査その他の役務の提供に係る契約の履行（以下「契約の履行」という。）に当たり、現場責任者を定め、契約締結後7日以内に、書面をもって、その氏名その他必要な事項を市長に通知しなければならない。現場責任者を変更したときも、同様とする。</p> <p>(第2項から第4項まで省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(第102条の2から第103条の4まで省略)</p> <p>(役務の提供についての準用)</p> <p>第103条の5 役務の提供については、第51条から第54条まで、第56条、第58条、第61条第1項から第4項まで、第63条、第64条、第66条第1項、第67条から第70条まで、第72条、第77条、第78条、第80条（第2項第12号及び第13号を除く。）、第82条（第2項後段を除く。）、第83条（第2項第2号及び第3項を除く。）並びに第88条（第2項を除く。）の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「請負人」とあるのは「契約の相手方」と、「工期」とあるのは「履行期間」と、「請負代金額」とあるのは「契約代金額」と読み替えるほか、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <p>(表別添)</p> <p>(以下省略)</p>	<p>(第1条から第102条まで省略)</p> <p>(現場責任者等)</p> <p>第103条 契約の相手方は、運送、作業、調査その他の役務の提供に係る契約の履行（以下「契約の履行」という。）に当たり、現場責任者を定め、契約締結後5日以内に、書面をもって、その氏名その他必要な事項を市長に通知しなければならない。現場責任者を変更したときも、同様とする。</p> <p>(第2項から第4項まで省略)</p> <p>5 第32条第4項の規定は、第1項に規定する通知について準用する。</p> <p>(第102条の2から第103条の4まで省略)</p> <p>(役務の提供についての準用)</p> <p>第103条の5 役務の提供については、第51条から第58条まで、第61条第1項から第4項まで、第63条、第64条、第66条第1項、第67条から第70条まで、第72条、第77条、第78条、第80条（第2項第12号及び第13号を除く。）、第82条（第2項後段を除く。）、第83条（第2項第2号及び第3項を除く。）及び第88条（第2項を除く。）の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「請負人」とあるのは「契約の相手方」と、「工期」とあるのは「履行期間」と、「請負代金額」とあるのは「契約代金額」と読み替えるほか、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <p>(表別添)</p> <p>(以下省略)</p>

現行			改正案			
(省略)			(省略)			
第54条第2項及び第3項	次条に規定する監督職員等	市長	第54条第2項	次条に規定する監督職員等	市長（第103条の5において読み替えて準用する次条第1項に規定する契約にあつては、同項に規定する監督職員等。次項及び第4項、第58条、第61条第2項及び第3項、第63条第2項、第64条第2項及び第5項、第67条第1項及び第2項並びに第83条第6項において同じ。）	
(省略)			第54条第3項	次条に規定する監督職員等	市長	
(省略)			第55条第1項	契約	市長が別に定める役務の提供に係る契約	
(省略)			(省略)			
第66条第1項	工事の施行	契約の履行	第66条第1項	工事の施行	契約の履行	
	監督職員等	市長		監督職員等		市長（この条の規定において読み替えて準用する第55条第1項に規定する契約にあつては、監督職員等）
	改造	再履行その他の措置		改造		再履行その他の措置
(省略)			(省略)			